

## 令和6年度 第1回 練馬区青少年問題協議会 会議要録

日 時 令和6年7月26日(金)：午後2時  
会 場 練馬区役所本庁舎地下多目的会議室  
出 席 者 委員32名(うち代理出席5名) 欠席委員3名  
幹事3名 事務局6名  
公開の可否 可  
傍 聴 者 0名

### 1 開会

### 2 委嘱状交付

委員(区職員を除く)に委嘱状を机上配布した。

### 3 会長(区長)挨拶

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しいなか御出席いただき、真にありがとうございます。これからの2年間、どうかよろしくお願い申し上げます。

練馬区内の刑法犯の少年の数は、昭和60年が1,236人でしたが、去年は141人、この40年間で激減しています。これは、ひとえに、皆さんがそれぞれの分野で御尽力いただいているからであり、心から感謝を申し上げます。

一方で、SNSの普及など、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。委員の皆さんには、この2年間で、どうか青少年の非行防止を目的とする運動の在り方について、闊達かつ、ざっくばらんな議論をしていただくよう、お願い申し上げます。

さて、多くの委員の皆さんが新しい方でいらっしゃるの、本日は通り一遍の話ではなくて、児童福祉の私の思いをお話しさせていただこうと思います。

私は、昭和46年に東京都へ入りました。進路に迷ったのですが、日本の社会福祉行政を良くしようと理想を抱いて、東京都に入りました。希望どおり、最初の10年間は福祉の現場で働きました。そのうち6年半は児童福祉でした。

当時、児童福祉は、保育所行政が全盛でした。「ポストの数だけ保育所を」という言葉もありました。保育士を増員しようと、どんどん保育所をつくっていきました。一方で、従来の戦災孤児から始まった家庭が崩壊した子どもたちへの対応は旧態依然のままでした。多くの施設は大変大きな施設で、都内では多摩地区、あるいは埼玉、千葉、神奈川の3県にありました。そこにたくさんの子どものみを収容して、それを職員が集団として面倒を見る、そういった古い方式でした。

私は、これはおかしいのではないかと思いました。本来であれば、どんな子どもであっても、子どもたちは両親の愛情の下、家庭のなかで育つのが理想であろうと。それができないのであれば、できるだけそれに近づけるのは当然ではないかと、そう考えました。

そこで、多摩や近県の児童養護施設を訪ね歩いては泊まり込み、子どもたちと遊びました。そうすると、子どもたちは若い私に群がって離れないのです。肉親の愛情に飢えた子どもたちがいじらしくて、愛おしくて、この子たちのために自分ができることを全てやろうと心に誓いました。私に抱きついてきたあの幼い子ども達の手足、また肌の感触、体の感触を忘れたことはありません。

そこで福祉局では、これまで養子縁組が前提だった里親制度を抜本的に改革して、日本で初めて子どもの養育自体を目的とするものとししました。また、養護施設の運営についても、ファミリーグループホームと言いますが、職員が疑似的な家庭環境をつくって子ども達の面倒を見るという、家庭的な処遇を導入しました。これが公務員としての私の原点です。

この体験から、私は確信しています。全ての子どもには、特に幼いときは、無条件で絶対の愛情が不可欠であり、虐待などのトラウマを抱えた子どもには、それに加えて客観的で専門的なケアが必要です。この両者を同じ行政主体で担当することはできません。

前者は住民に身近な区の子ども家庭支援センターが相応しく、後者は広域自治体である都の児童相談所が適している。この信念が揺らいだことはありません。

ところが、10年前に区長に就任した当時、区立児童相談所を設置することが、23区の一一致の方針となっていました。私は驚いて他の区長さんたちに何故かと聞きましたが、その理由を全然答えられず、「区の方が住民に身近な自治体だから」と繰り返すだけでした。

私は自分の信念に基づいて、練馬区の子相設置方針を切り替えて、23区でただ1区、区の子ども家庭支援センターと都の児童相談所との連携強化へと舵を切りました。

区立児相の設置に反対した私への非難中傷は大変なものでした。区内では「練馬区の子どもを救え」という横断幕まで登場しました。新米区長で政治地盤も弱かった私ですが、今更、目先の保身に走っては、若い日に一緒に取っ組み合っただ遊んだ子どもたちに笑われます。何よりも、若い日の自分に恥ずかしくて顔向けができない、そう考えました。

先月1日に東京都練馬児童相談所が開設されました。これで私の人生に大きく一本筋が通ったと、そう考えています。公務員になってよかった、社会福祉に従事してきたと、そう思っています。

今後とも、練馬区の児童福祉行政の充実に力を尽くしたい。お集まりの皆さんのご理解、ご支援を心からお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

どうか、本日は活発な議論をよろしくお願い申し上げます。

#### 4 委員紹介

#### 5 副会長の選出について

委員の互選により副会長を選出し、副会長が議長を務める。

## 6 議題

(議長)

それでは、本日の会議次第に沿って進めてまいります。

6の議題の審議に入ります。議題について事務局から説明してください。

(事務局)

資料2 - 1、資料2 - 2、資料2 - 3、資料3により説明

(議長)

ありがとうございます。

ただいま事務局から課題について説明がありました。

ここで、現在の少年非行について、警察署と少年鑑別所の方にお話をお伺いできればと思います。

(警察署)

まず、練馬区における少年非行の統計につきましては、お手元の資料4にあります数字をご確認ください。

なお、これは数字のみとなっておりますので、警視庁のホームページで公開しております「令和5年中の少年育成活動の概況」から抜粋してお話しさせていただきます。

まず、警視庁管内における非行少年の検挙人員の推移については、令和元年には4,748名、その後、令和2年、令和3年、令和4年と減少し、令和4年には4,038名まで減少していましたが、令和5年には4,312人検挙をしており、前年から比べて274名増加しています。

また、令和5年の内訳については、刑法犯での検挙取扱いが3,347人、前年比305人増加、特別法犯では796人で前年比121人が増加、ぐ犯としましては169人で前年比152人減、こちらは減少しております。

なお、ぐ犯というのは、保護者の正当な監護に服さない性癖があるなど、一定の事由があり、その性格または環境に照らして将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をする恐れがある少年のことを言います。この段階では、何か罪を犯したというわけではありませんが、将来的にそういう恐れがあるということで、児童相談所に通告とか、家庭裁判所に送られたという子になります。

また、刑法犯で検挙された少年のうち初発型非行、要は犯罪の入り口という、これで検挙、補導人員の推移は、令和元年以降、こちらも減少していましたが、令和5年には増加に転じています。

初発型とは、万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領のことを言います。

占有離脱物横領とは、一番多い扱いは、Aという人が自転車を盗んで、それをどこかで乗り捨てた。その自転車を見つけた者が、本来であれば警察に届けていくべきところを、

自分のものとして使ってしまったというものになります。

令和5年における刑法犯少年に占める初発型犯罪で検挙された少年の割合は54.6%、半数ちょっとが、万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領で扱われています。

初発型犯罪で検挙された少年の中でも一番多いのは万引きになり、令和5年中には1,061人を検挙、補導しています。人数別では、小学生413名、中学生220名、高校生258名、その他の少年170名となっており、警察で扱われた万引きの約4割が小学生でした。また、再犯については、刑法犯の少年の再犯者数は、令和5年では総数が2,178人扱っており、そのうち初めて警察に扱われた初犯は1,455人、過去に一度でも同じ内容、例えば万引きだったら過去も万引きにとらわれず、それ以外でも犯罪で扱われた子が723人となり、再犯率は33.2%でした。

練馬区の3警察署の扱いでは、万引きや自転車盗という、具体的な件数の正式なものが見当たらなかったのも、警視庁全体でお話をいたしました。割合的にいうと、それほど大きな違いはないと思います。

また、詳細については、恐れ入りますが、警視庁のホームページをご覧くださいと思います。

簡単ではありますが、以上でお話を終わらせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。

続いて、東京少年鑑別所よりお願いいたします。

(東京少年鑑別所)

東京少年鑑別所からは資料を基もとに、私たちの業務内容や少年非行の動向について、説明させていただきます。

資料の2ページ目に少年司法の手続きの流れに人数も入れてありますので、見ていただければと思います。

少年鑑別所の業務については、一つ目、非行を起こした20歳未満の男女を収容して、家庭裁判所の審判において非行の要因等をアセスメントするということになります。

次に少年非行の動向として、少年鑑別所に入所した者についての特徴を幾つか挙げました。少年鑑別所の入所人員は、全体的には減少しています。罪名別では特殊詐欺が相変わらず多いと思います。薬物違反に関しては、大麻が増加している形になっております。

少年鑑別所の業務の二つ目としては、地域の非行、犯罪防止に向けた関係機関や個人からの相談に応じる地域援助という活動があります。この活動をする際は、東京少年鑑別所ではなく、東京法務少年支援センターという名称を用いています。

この地域との連携の業務の依頼件数は年々増加しています。子どもからの相談内容としては、子どもの夜遊び、外泊、家財持出しといった、非行化の少し手前のものが多いです。推し活とか、ト横といった話を親御さんからよく聞かれ、最近の子どもたちの特徴としても挙げられるのではないかと考えています。その他、家庭内暴力の事案も割とあります。

最後は、関係機関との連携例を示したものです。粗暴や性的な問題行動に関する相談が、この中では比較的多いように思っています。

以上、簡単ですが説明を終わります。ありがとうございました。

(議長)

ありがとうございました。

ただいま、警察署、東京少年鑑別所からのお話を聞いて、御質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員)

お話しいただいた少年非行の動向と、先ほどの資料3との関係について1点質問です。

資料3に「健やか運動協力店の中に対して「万引きをさせない店づくり」をお願いしてきた」旨の記載と、「近年になって協力店が減少している」旨の記載がありました。一方、今の御説明では、「直近データでは万引の検挙人数が若干増えている」とのお話がありました。これらの情報の間には、何らかの因果関係があるか否かという点が気になりました。

つまり、万引き対策をお願いしてきた健やか運動協力店の数が減ったので、結果として万引き犯が増えてしまった可能性があるのではないかと。

これらの因果関係を探るのはなかなか難しいとは思いますが、例えば、万引きされたお店がコンビニエンスストア業態に多いようであれば、中小の小売店の比率が多い健やか運動協力店が減少した事実とは関係がないことが類推できるのではないかと思います。つきましては、どんな業態で万引き犯が多いのかについて、もしお分かりでしたらお教えいただきたく質問させていただきます。

(警察署)

コンビニエンスストアでの万引きが一番多いです。

それ以外には、スーパーとか、あと、女の子がお化粧品に興味を持って、でも買うお金がなくてお化粧品を売っているお店で万引きをしてしまったというのも去年1件ありました。

従業員さんが少ない、死角が多い、出入りしやすいというのが原因の一つかなと思っています。

(議長)

ありがとうございます。

他にお聞きしたいことはございませんか。少年鑑別所の方とか、警察の方に改めて御質問等はございませんか。では、よろしいでしょうか。

それでは、議題についての御意見を伺いたいと思います。

まず、議題1について御意見がございましたら挙手をお願いします。

議題の1について、青少年を取り巻く環境実態調査は東京都と重複しているところがあ

るということですが、そのような内容も踏まえて、御質問、御意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(委員)

青少年を取り巻く環境実態調査は、昭和58年に始まったということで、今回、見直しの御説明をいただきまして、この件については高く評価しています。

機会の折を見て、今の青少年を取り巻く実態調査というのが、今の子どもたちの生活の状況や取り巻く環境と調査内容が乖離しているという指摘は従前からさせていただいたので、見直しが進むということは大変良いことだと思っております。

資料を拝見すると、調査内容が都の事業と重複している項目があったということ、本年5月時点では同様の調査を行っている他区はないということです。

これを踏まえれば、令和5年度の報告書というのが大変な虚しく見えてしまいますが、そういったところの共有というのはスピード感を持って対応していただきたいと思います。

東京都と調査内容が重複するという点ですが、内容や報告書の出来上がり方も似たり寄ったりしているものなのかを参考までに教えてください。

(事務局)

調査項目の2点目については、ほぼ網羅しているところです。自動販売機の調査につきましては、こちらも調査内容としては、ほぼ一致しております。

(議長)

ありがとうございます。

今、スピーディーな解決へという提案などをいただきました。他に御意見はありますか。同じような意見でも構いません。

(委員)

私は区議になって20年以上経ちますが、この間、青少年育成地区委員の皆さんに成人向けの雑誌等の自動販売機の設置状況等を必死に調べていただき、改善要望を出していただきました。現在、練馬区で1か所になったということで、大分改善されたと思います。1か所についても、目立たないような規制となっています。また、こういった調査をしているのが練馬区だけということでもありますので、一定の役割は得ることができたと思います。今までの御努力に深く感謝を申し上げます。

(議長)

ありがとうございます。

他に御意見はありませんか。今現状の実態調査とか、今これからどうやって考えていこうとかいうのを踏まえて、御意見はありますか。

それでは、議題2の健やか運動協力店の設置について先ほど事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見はありますか。

(委員)

4点だけ意見を申し上げさせていただきます。

私も地区の育成に参画している視点から申し上げれば、協力店事業自体を認知している大人や子どもがそもそも少ないと感じています。ここの周知も課題の1つとして、あえて指摘させていただきます。

2点目に、資料の御指摘どおり、個人商店が減少傾向にあることや宅地開発による住宅街が増えていることから、お店に限定せず、個人宅等での拡大も視野に入れていくべきかと思っています。

3点目に、いわゆる相談的な窓口だと思うのですが、先ほどお示しいただいたステッカーがあまり子ども受けされないかなということで、デザインについてもアイキャッチの視点を入れていただき、配慮いただきたいと思っています。

4点目に、いわゆる協力店に登録をしてステッカー提示をして、この事業に深く共感して賛同していただいている店舗さんたちにとってもメリットを感じていただけるような仕組みというのが必要なのかなと。

例えば、その地域のイベントのときに、ここの箇所では協力していただいていますよと紹介するとか、区のホームページで協力店舗さん、個人とか団体も入るかもしれませが紹介するとか、また、今日みたいな会議で、警察や関係するような子どもたちを取り巻く情報とかをメールとかで配信して当事者意識を持っていただけるような情報を共有するといった、メリットというのにも必要なのかなというふうに、以上4点を意見として申し上げます。

(議長)

ありがとうございます。

今、4点のお話がありましたが、せっかく今日出席してくださっているので、皆さんから御意見を言っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

委員がおっしゃった認知度向上というのは、非常に私も課題だと思っていて、こういった活動に対してPTA活動や役員をされる方の認知度は高いと感じておりますが、それ以外の保護者に対して、要するにPTAからだけではなく何らかの働きかけがあると望ましいと思っています。

ステッカーについても、毎年同じようなステッカーというの、もちろん大事かもしれませんが、例えば、年度毎に色を若干変えるなど、他の行政機関がやっているか分かりませんが、10年以上協力された方に対しては差をつける等、地元の協力されている方々に対して見える形のような労いのようなものもあると良いというのは、PTAの中でも議論があ

ったところ です。

一方で、健やか運動というのは、例えば私も青少年委員関係をやっていると、当初は、なぜそんなことを聞くのですかという事業者様もありましたが、だんだんとやっていくうちに、自分が子どもを少し気にするようになったといった前向きな意見も随分と耳にしたこともあります。ぜひ、そういった健やか協力店同士の、連携や意見交換はあっても良いのかなと思っております。

(議長)

ありがとうございます。

今、ステッカーのバージョンアップみたいなお話もありましたが、何かそれ以外に、どうして、健やか運動があるのかということも踏まえて、お声を挙げていただければと思いますので、ぜひ挙手をお願いいたします。

(委員)

私には子どもが3人おまして、一番下の子は現在中学校1年生になります。最近はコンビニエンスストアにも1人で行き始めるようになりました。

先ほどの委員のお話は、お店の立場から見た御意見で、全くその通りだなと思いました。一方で、お店を利用させて頂く子どもの親の立場からも意見をさせていただきますと、「このような健やか協力店であれば自分の子どもを安心して買い物させられるなあ。」と実感できるような実例、例えば、困っているお子さんを手助けしてくれたお店の事例などを紹介して頂けると大変ありがたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。

今のような希望や、健やか協力店を行っていく中で、こうしたら良いのではという考えがありましたら、ぜひ声を発していただけるとうれしいなと思います。いかがでしょうか。

(委員)

先ほどの協力店をやっているという地域的な認識がまだ通っていないと思いましたが、それとともに私が感じているのは、健やか運動の当初の考え方がありますが、逆に今、ストーカーの被害とかそういった点でも地域が安心できる場所ということで、その辺も地域に浸透していければもっと良いという感じにも受け取れます。

(委員)

質問ですが、健やか運動協力店は、正直言って、私は認識がありませんでした。それで練馬区全体で令和6年度は1,358店、多いのか少ないのか、どういう判断をしているのかわかりませんが、内訳というのは、ホームページ等に掲載しているのでしょうか。

(事務局)

健やか運動協力店の内訳ですが、資料2 - 2の7ページ、こちらにエリアごとの内訳については記載がございます。また、5ページ目、コンビニエンスストア等についての状況の中で、区内に235店のコンビニがありますが、そのうち206店舗、(4)ですが、約88%が加入している状況で、大まかな内訳としては以上でございます。ホームページには細かい内訳は掲載しておりません。

(議長)

よろしいですか。

ちなみに、このステッカーがお店に貼ってあるのをご覧になったことはございますか。意外に目立たないところに貼ってあったりしますが、それに関して何か意見はございますか。

(事務局)

補足です。先ほどの御質問の中で、店舗にとっても何かメリットという話がありましたが、3年以上、健やか運動協力店にご協力いただいたお店に感謝状を贈呈させていただいています。また、横の連携という意味で、健やか運動協力店だよりというものを年に2回発行しています。育成地区委員会の委員さんがお店を取材して記事にしてもらっています。うちの店はこんな風に青少年に声をかけていますとか、店づくりしていますという記事を協力店だよりに掲載して、各店舗に配布をさせていただいています。

(議長)

よろしいでしょうか。確かに健やか運動協力店だよりを年2回配っていただいています。それとともに、健やかカレンダーというものをお届けさせていただいていますが、なかなか皆様のところには伝わっていないような気がします。

他に意見はございませんか。これは言っておきたいとか、ぜひこうしていきたいとか、こうしたいとか御意見を願います。

(委員)

私は、こういった協議会や審議会に参加させていただくのが本当に本日初めてということで、様々な取組についても不勉強なところが多いのですが、この健やか協力店は、今後の予定として7年度に方針の審議という記載があり、今年度に現状の聞き取りをするということですが、例えば、店舗以外にも保護者の方や対象ではない小中高くらいの学生さんへの認知度の聞き取りの予定があるのか、お教えいただければと思いました。

(議長)

ありがとうございます。

他にも何か疑問や来年度に向けて取り組むにあたって、どう考えているのかというよう

な御意見はありますか。

今の御意見に対して、事務局でお願いいたします。

(事務局)

認知度について、お店だけではなく、実際に使われている保護者等についてのアンケートや、その御意見を参考に認知度調査ですとか、健やか運動協力店の在り方も含めて、検討させていただければと思っています。

(議長)

その他にはよろしいでしょうか。

(委員)

店内に入って、この小さいマークがある程度だと、意識している人は気がつくと思いますが、一般の人はなかなか目に留まらない。協力店の認知度を上げるという意味ではもっと大きくして外から見て一目瞭然で分かるようなものと考えたら良いと思います。

(議長)

ありがとうございます。本当に地味なステッカーなのです。

その辺も踏まえて、何か同じような御意見はありませんか。

(委員)

現状と課題ということで、個人店の廃業等によりということ、協力店の数がかなり減少しているということですが、単純に廃業だけの理由でこの数が減っているのか、もともと、ずっとやっていたが協力店から辞めたいという申出があつての数かといった、その辺の数は分からないでしょうか。

(事務局)

個人店が経営しているためというの大きいと思っておりますが、そのうち何割ぐらいの既存店が、続けられなくなったから辞めているのか、そこまでの内訳は掴んでおりません。

(委員)

そういったところを把握していただいて、逆に、何で辞めたのかという理由をしっかりと聞いて、それを活かしていく必要があると思います。

今後は、令和6年度に青少年対策連絡会及び協力店加入店舗へ現状の聞き取りがありますので、しっかりと話を聞いていただいて、あがってくる話が結構重要だと思いますので、現状の店舗だけではなく、遡れるのであれば辞めてしまったところに対しても、少し聞き

取りなどを行っていただければ良いと思います。

質問ですが、例えば、協力店ということで、お店側はこういった形で大変協力していただいているが、ステッカーを貼ってあるということで、子どもたちへ、こういう協力店があるんだよとか、逆に、こういったところで万引きは絶対駄目だよとか、他にも、もちろん駄目ですけども、万引きをさせないように地域の人たちがしっかりと根を張って、こういう協力をしているんだよといった、子どもたちへの学習というか啓発みたいなものは、どのように行っているのか、事例があれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

子どもたちに、このステッカーを貼っているところは安心してお買物ができるところだよという趣旨ではありますが、実際に、これを見てどこまで分かるかというのがあるかと思っています。この辺の周知的には不十分だったと思っています。

(委員)

こうしたところの教育も含めて、こういうステッカーがちゃんと貼ってあるところはこういう感じでやっているんだよというところを、しっかりと教育の中でも活かしていただきたいなと思っています。地域の皆さんも子どもたちも全く知らない、近くで見たらこのステッカーだった、こういうことをやっているんだよということではなくて、授業や様々な場面で健やか運動協力店の活動をしっかりと周知していただきたいと思います。

(委員)

今、委員がおっしゃった話に関係しますが、ある地区委員会では、健やか探検マップみたいなものを作って、健やか運動協力店をある程度見える化しようという取り組みを少し始めています。それと、これは学校の協力も大事かもしれませんが、地域を探検するような学校教育活動を、例えば地域のお店を探す際に、健やか運動のステッカーを教育活動の中で触れるとか、そういった地道な取り組みから始めていくと良いのではと感じます。

これは何で良いかという、健やか運動協力店の店主の方とお話ししたときに、確かに感謝状は自分の人生の中でもらって嬉しい。でも子どもたちから、ここは健やか運動協力店だよと言われたのが一番嬉しかったというお話も聞きました。

こういったことを広げていくというのを、一部の地域だけではなくて、全体的にやれると認知度向上が図れるのではないかと感じています。

(議長)

ありがとうございます。確かに認知度が上がるとよろしいと思います。

他にお話を、質問またはこんな考え方であるとか、提案があるようでしたら、ぜひこれからの活動につなげていきたいと思いますが、いかがですか。

(委員)

協力店1,358店の中で、コンビニは206店と、先ほどご説明がありましたが、それ以外は、個人店が多いのか、あるいはスーパーとかいろいろとありますがその辺の内訳をお聞きしたいです。というのは、コンビニもそうですけれども、個人店だったら協力してくださる方というのは明確というか、意識付けがはっきりしていると思いますが、従業員が多いお店だったりすると、なかなかお店の中での対応の仕方とか、例えばバイトの方が、コンビニで心配な子がいたとしても、声かけで悩んだりだということもあるのではと思います。その辺の実情やお店側の困りごとを聞く機会等どのように行なっていますか。

(事務局)

基本的には個人店が多いですが、簡単に内訳を紹介させていただくと、コンビニエンスストアが一番多く、その次が食料品店、理容店・理髪店、それからレストラン等の飲食店となっています。

お店の困りごとなどは、先ほど申し上げた健やか運動協力店だよりなどで、各青少年地区委員さんが健やか運動協力店の加入店を毎年回っていますので、そういうところで聞き取りができていると考えています。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

先ほど、ステッカーをもっと大きくというようなお話がありましたが、いろんなステッカーを、いろんなところからたくさん貼ってくださいとお願いがあり、うちにもそのステッカーを貼ってあります。あまり大きすぎるとお店に貼るスペースがない。防犯協会からもいっぱい貼るように言われているものがたくさんありますし、税務署関係もあります。お店にもよると思いますが、見られる人は今の大きさでも十分見てとれるのではないかと、私は感じます。

(議長)

ありがとうございます。受ける側にしてみれば、いろいろな悩みがあるようなので、配色等を考えて、デザイン等とか、その辺でいろいろと考えていけたらと思います。

(委員)

先ほどから健やかだよりというのがあって、会員には、こういう場があるということでしたが、一般の区民の人にはどのように周知していますか。

(事務局)

健やか運動協力店だよりは、区民事務所や各区立施設で配布をしています。

(議長)

なかなか関わっていないと手に取ることは難しいことだと思いますが、実際に活動しているところには届けているということです。区民事務所や、集会所とかにもあったかもしれませんが。

他にありますか。これは聞いておきたいということはありませんか。

(委員)

私自身、小1と小4の子どもが二人おりまして、特に小1の子は学校に入学したての頃に、地域の状況を知ろうということで、レクリエーション的に地域に出向いて個人商店が主でしたが、社会科見学みたいな、地域見学みたいなことをしたことがあります。その時にひまわり110番のことはかなり学校でも教えていただいたので子どもたちの認識としては、ひまわり110番のことは分かっている。ただ、健やか運動協力店のことについてはあまり家では出てこなかったという印象があります。

資料3の概要では、あくまで子どもたちの安全で安心な環境を守るという意味で挨拶による声かけや、万引きをさせない店づくりというのは大変重要なことだと思いますが、その行き過ぎたバージョンになると、そこで買物をするときに、うるさいとか、万引きするつもりもないのに見張られて買物しにくいというような、線引きが非常に難しいと思っています。私もお買い物はお金を使う場や算数の勉強にもなるので子どもにやらせたいのですが、一人で買物に行かせていると、親はどうしたとか、ネグレクトなのかとか、時代的にも難しく、買物に行かせる実体験をさせたいけれどその辺が気がかりになって行かせるにくいということがあります。そういう意味では、安心して、子どもだけで買物に来てチャレンジできるよ、みたいな感じにしてもらえると、親としてもここは協力店だから安心して買物ができるよねと子どもと話ができると思いました。

あと、もう1点が、先ほど警察から、万引きが非常に多く、特にコンビニが多いというお話がありましたが、健やか運動協力店に一番入ってくださっているのがコンビニであるにも関わらず、そこでの万引きが多いというところが、せっかく万引きさせない店づくりと言いながらも、万引きが多いんだなと思いました。今はセルフレジやレジ袋の有料化でレジ袋を持たないでそのまま手で持っていくため、それが万引きなのか、購入品なのかというのが一瞬で分かりにくいとか、いろいろと商店さんからお話を聞いたりしますが、その辺の実態となかなか沿っていない、難しいのかなというのを感じました。

(委員)

犯罪件数がすごく多いということでご紹介いただきまして、とてもびっくりしました。

軽犯罪とはいえ、犯罪が多い理由を教えてくださいなと思います。貧しさゆえなのか、愉快犯なのか、ストレスか何かとか、そういったことを把握されていらっしゃるでしょうか。

(議長)

警察署から、その辺のことをお話できますでしょうか。

(警察署)

万引きに限って言わせていただきます。14歳に満たない、いわゆる非行少年の万引きに関していうと、お金に困ってというよりも、例えば小学生とかですと親御さんから決まったお小遣いをもらっていない、何かほしいものがあつたときは頼んで買ってもらっている。欲しいものがあつた時に言いづらくて、でも、欲しくてやってしまったという子が多いと感じます。

昔でいう、本当にお金に困ってやってしまったというよりは、親に相談して親に買ってもらうとかいったことはできない、でも欲しいというのを我慢できなくてやってしまったというふうに話している子が多いと感じております。

(議長)

よろしいですか。

まだ、ここでお話をなさっていない方、意見を述べていない方いらっしゃいましたらぜひ御発言をお願いします。

(委員)

健やか運動加盟店の数がどんどん減っている。確かに廃業とかがありますが、青少年育成地区委員会が促進を行っているということで、青少年育成地区委員会も人が減っている状況です。育成地区委員会以外で募集の方法というのはないのかなと思います。私は育成地区委員会に携わり健やか運動のお店を回るのに立ち合ったりしていますが、回るだけで精一杯で新規開拓することができなかつたので、他に何か方法がないのかとお聞きしたいです。

(議長)

ありがとうございます。

何かその辺、御意見ありますか。

(委員)

今、話しがあつたとおり、調査に行くにも結構人手が少ないという現状はあります。

今のところそれほど新規加入はありませんが、毎年、毎年の調査では結構苦労している感じはあります。

(委員)

まず、健やか運動の新規のお店を調査されているかと思いますが、どういうところが加盟しているかということですが、新規で入っているのはコンビニが多いのかなと。という

のが、調査するにあたり商店街の方から言わせてもらおうと、廃業はもちろんあるのですけれども、新規加入店舗もたくさんあります。

その中で、うちの商店街は小さい商店街なので、子育て世代の方が店舗を新しく開業しているという方がいらしたのです。そういうところに育成地区委員会の方が新規でお願いに行きづらい部分もあるのかなと思います。

このときに、商店街連合会には、商店街の会長の集まりがあります。商店街の会長は自分の加盟店を把握していますので、商店街の会長や商店街連合会に、新規加盟店について相談をしていただくと協力的な店がどんどん発掘でき、恐らく増えるかと思います。

私も協力店になっていますが、父の代からずっとやっているものですから、もっと加盟を促進しようという認識はあまりありませんでした。入りやすいお店や声かけやすいお店をピックアップして加盟していただいているという流れになっていると思っておりました。ぜひ協力したいよというお店は多分あると思いますので、そういうところでの声かけを商店街連合会も活用していただければと思います。

(議長)

ありがとうございます。ぜひ、青少年育成地区委員会に、お伝えできると良いと思います。

(委員)

私もステッカーなのですが、店で見たとような記憶があるかないかという程度で、多分貼ってあっても何のステッカーかよく分からないと思うので、ぱっと見てこういうステッカーだということがわかると良いと思いました。

あとは、薬物でお尋ねしたいのですが、いわゆる大麻が一番多いということですが、大体どういう辺りから入手する少年が多いのか、もし分かれば教えていただけますか。

(議長)

警察署からよろしく申し上げます。

(委員)

SNS でいろんな検索方法をすると入手できるような手段にたどり着くというのが実際に多くなっています。実際に、購入方法はリアルで、全く知らない人とただ時間と場所だけ指定されて、そこに行ってお金をぼんと渡して買う。そういうことが実際に起きています。

(議長)

ありがとうございます。新たに認識しました。

今までいろいろと御質問が出ましたが、ここで審議に入りたいと思います。

では、まず、議題1の雑誌自販機の調査、レンタルビデオ店やコンビニエンスストアの販売状況調査を令和6年度で廃止することについて、よろしければ拍手で承認したいと思います。

います。

(拍手)

(議長)

ありがとうございます。

では、議題1は、令和6年度末を以て廃止するという進めていきたいと思ひます。

続きまして、コンビニでの子どもの様子の聞き取りや、議題2の、健やか運動協力店の設置について、今日いただいた意見等も参考に青少年対策連絡協議会の意見を伺い、令和7年度に向けいろいろと考えていきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。よろしい方は拍手で承認をお願いいたします。

(拍手)

## 7 報告事項

(議長)

次の7の報告事項に移ります。事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

資料5、6、7、8にて説明

(議長)

以上、事務局からの報告事項について、何か御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

(議長)

ないようなので、以上で、本日予定しておりました議事等は全て終了いたしました。事務局からは何かありますでしょうか。

(事務局)

事務局から1点、事務連絡でございます。

次回の青少年問題協議会は令和7年1月28日(火)午後2時から、こちらの地下多目的会議室で開催の予定です。12月に改めて開催通知をお送りいたします。よろしくお願ひいたします。

(議長)

他に何かございませんか。

(なし)

(議長)

ないようですので、これをもちまして、令和6年度第1回青少年問題協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。